



委員選任等細則

2022 年 6 月 1 日 第 88 回標準委員会承認

(目的)

第 1 条 本細則は、標準委員会運営規約(1101-01)第 4 条、第 5 条標準委員会専門部会運営細則(1101-01-03)第 4 条、第 5 条及び第 7 条に基づき、標準委員会(以下、「委員会」という。)、専門部会、分科会及び作業会(以下、「委員会等」という。)の運営に関する事項の中で、委員の選任・再任・退任の運用を定める。

(委員及び常時参加者)

第 2 条 委員及び常時参加者の具体的方法は、別に定める。

(役員並びにフェロー委員)

第 3 条 役員並びにフェロー委員の具体的方法は、別に定める。

(個人情報の取扱い)

第 4 条 委員の個人情報(氏名、所属、連絡先)は、学会事務局が取得し、管理する。

2 学会事務局では、提出された各委員の情報等をもとに委員名簿を作成し、委員名簿の扱いは、委員の同意を得て以下とする。

(1) 委員名簿の取扱いについて

委員名簿は、委員会等活動の適正な運営のため、及び委員間の連絡用に作成したものであり、目的外の利用はしない。委員会において、公開を前提として作成する標準、技術レポートに記載する委員会名簿には、氏名及び所属を記載する。また、委員会等が発行する議事録、報告書等に記載される委員名などの形で第三者に提示される場合がある。

注 1: 委員会等の委員の個人情報(名簿)を委員の間でやり取りすること(メールアドレス等の個人情報を含む名簿の配布等)は、当初目的の範囲内とみなすが、その名簿を会員の所属へ報告するときは、第三者への情報提供になると判断される。

(2) 委員名簿に記載される個人情報の利用について

提出された個人情報は、以下の事業活動のなかで、利用する。

- (a) 委員会等の運営管理(委員会等への就任依頼、開催通知及び資料の送付及び連絡等)
- (b) ホームページの運営管理(委員の記載等)
- (c) 学会事務局に寄せられた相談、質問通報、苦情への対応
- (d) 学会事務局からの資料、案内及びアンケートの送付、転送
- (e) 官公庁からの質問、照会、確認に対する対応
- (f) 学会事務局からのセミナー、出版物の案内の送付
- (g) その他、委員会等運営に関する事項

(改定)

第 5 条 本細則の改定は、標準委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

附則

- 1 2022 年 6 月 1 日 第 88 回標準委員会承認。同日施行
2022 年 6 月 17 日 第 1 回理事会報告